

## 第5回 ハンセン病問題に関する検証会議の 提言に基づく再発防止検討会

### － 議 事 次 第 －

1. 日 時 平成19年4月19日(木) 11:00～13:00
2. 場 所 虎ノ門パストラル本館1階「葵」
3. 議 題
  - (1) 開 会
  - (2) 「再発防止のための提言」に対する取組状況について(続き)
    - 第6 正しい医学的知識の普及
    - 第8 資料の保存・開示等
  - (3) 取組状況についての検討
  - (4) 今後の進め方

#### 【配付資料】

- 資料1 「再発防止のための提言」に対する取組状況について
- 資料2 検討会の当面のスケジュールについて(素案)

「ハンセン病問題に関する検証会議の提言に  
基づく再発防止検討会」に係る委員名簿

平成 19 年 4 月 19 日現在

氏 名	所 属 等
秋 葉 保 次	(社) 日本薬剤師会 相談役
安 藤 高 朗	(社) 全日本病院協会 副会長
飯 沼 雅 朗	(社) 日本医師会 常任理事
* 内 田 博 文	九州大学法学研究院 教授
太 田 謙 司	(社) 日本歯科医師会 常務理事
尾 形 裕 也	九州大学医学研究院 教授
神 山 直 子	東京都教育庁指導部指導企画課
くろ やなぎ 畔 柳 達 雄	弁護士
こだま 研 雄 二	違憲国賠訴訟全国原告団協議会 会長
鈴 木 利 廣	明治大学法科大学院 教授
高 橋 茂 樹	弁護士/医師
◎ 多田羅 浩 三	放送大学 教授
田 中 滋	慶應義塾大学大学院 教授
谷 野 亮 爾	(社) 日本精神科病院協会 副会長
中 島 豊 爾	(社) 全国自治体病院協議会 副会長
(調 整 中)	(社) 日本病院会
花 井 十 伍	全国薬害被害者団体連絡協議会 会長
日 野 頌 三	(社) 日本医療法人協会 副会長
藤 崎 陸 安	全国ハンセン病療養所入所者協議会

◎は座長

\*は座長代理

ハンセン病問題に関する検証会議の提言に基づく「再発防止のための提言」の取組状況について

再発防止のための提言	現在の取組状況
<p>第6 正しい医学的知識の普及</p> <p>二 提言の具体的内容</p> <p>1 大をとり、患者の権利を保障し、感染の拡大を防止し、患者の生活の質を向上させ、患者の生活の質を向上させること。</p> <p>① 感染予防の認識を普及させること。</p> <p>② 急性感染性疾患の患者に対する適切な治療を行うこと。</p> <p>③ また、慢性感染性疾患については、原則として患者の隔離を行ってはならない。</p> <p>④ 急性感染性疾患の患者に対する適切な治療を行うこと。</p> <p>⑤ また、慢性感染性疾患については、原則として患者の隔離を行ってはならない。</p> <p>⑥ 急性感染性疾患の患者に対する適切な治療を行うこと。</p> <p>⑦ また、慢性感染性疾患については、原則として患者の隔離を行ってはならない。</p>	<p>① 感染性疾患の患者の権利を保障し、感染の拡大を防止し、患者の生活の質を向上させること。</p> <p>② 急性感染性疾患の患者に対する適切な治療を行うこと。</p> <p>③ また、慢性感染性疾患については、原則として患者の隔離を行ってはならない。</p> <p>④ 急性感染性疾患の患者に対する適切な治療を行うこと。</p> <p>⑤ また、慢性感染性疾患については、原則として患者の隔離を行ってはならない。</p> <p>⑥ 急性感染性疾患の患者に対する適切な治療を行うこと。</p> <p>⑦ また、慢性感染性疾患については、原則として患者の隔離を行ってはならない。</p>

再発防止のための提言

現在の取組状況

(参考) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）  
前文（抄）  
（略）

一方、我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわゆる差別や偏見が存して、今後発生することを必要とする。この感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者等の人権が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の患者等に対する適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応することとが求められている。

この点に、予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行期に当たって、これまでの感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する総合的な施策の推進を図るため、この法律を制定する。

(参考) 感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針  
第一の三及び第四の一

第一  
第三

人権への配慮  
1  
感染者等を社会から切り離すといった視点  
でなく、感染症の患者等の個人の人権の尊重の両  
立を基本とする観点から、患者の意思や人権  
に配慮し、一人一人が安心して社会生活を続けなが  
ら良質な医療を受けられ、入院の措置などがと  
られた場合には早期に社会復帰できるような環境  
の整備に努める。

再発防止のための提言

現在の取組状況

- 第四 感染症の発生を抑制し、患者の負担を軽減し、医療の質を向上させることについて、
- 1 感染症の発生を抑制し、患者の負担を軽減し、医療の質を向上させることについて、
    - ① 感染症の発生を抑制し、患者の負担を軽減し、医療の質を向上させることについて、
    - ② 感染症の発生を抑制し、患者の負担を軽減し、医療の質を向上させることについて、
    - ③ 感染症の発生を抑制し、患者の負担を軽減し、医療の質を向上させることについて、
  - 2 感染症の発生を抑制し、患者の負担を軽減し、医療の質を向上させることについて、
    - ① 感染症の発生を抑制し、患者の負担を軽減し、医療の質を向上させることについて、
    - ② 感染症の発生を抑制し、患者の負担を軽減し、医療の質を向上させることについて、
    - ③ 感染症の発生を抑制し、患者の負担を軽減し、医療の質を向上させることについて、

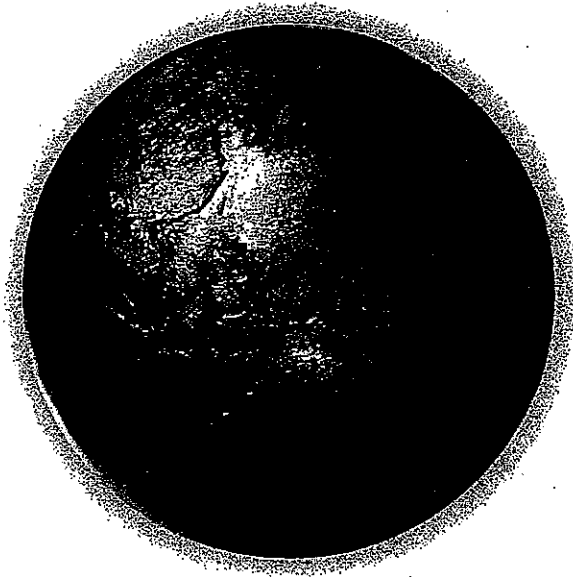




# ハンセン病アトラス

診断のための指針

CD-ROM for  
Mac & Windows



責任編集

小野友道・尾崎元昭・石井則久

編集委員

日本ハンセン病学会：尾崎元昭・石井則久・後藤正道・野上玲子  
日本皮膚科学会：小野友道・岡本祐之・古川福美・江藤隆史

制作

日本ハンセン病学会  
日本皮膚科学会

金原出版



# 医療者向け手引き

# ハンセン病の基礎知識

## ハンセン病とは

らい菌 (*Mycobacterium leprae*) という細菌による慢性炎症性の疾患です。らい菌は弱い細菌で、たとえ感染しても発症する人はきわめて少数です。万一発症した場合の主な症状は、多様な皮疹と知覚麻痺を中心とする末梢神経障害です。未治療や不十分な治療で経過すると、皮膚の変化や顔面・手足の神経障害による変形、さらには視力障害などの後遺症を引き起こすことがあります。

1940年代からDDS(スルホン剤)などのハンセン病に効果的な薬剤が登場しました。1980年代からは、世界的規模で新しく多剤併用療法(MDT)が取り入れられ、外来治療が可能で、合併症が少なく、再発率の低い比較的短期間の治療法が、広く使用されるようになっていました。

## ハンセン病の感染経路と発症について

ハンセン病は、一般的な環境では非常にうつりにくい病気です。感染源となる可能性があるのは、未治療のハンセン病患者ですが、これまでにハンセン病医療従事者で発症した人はいませんし、大人の志願者に菌を接種しても発症させることはできませんでした。患者と結婚した人が発症することも非常に少ないと考えられています。しかし、まだ抵抗性の発達が不十分な乳児・小児期に、感染源となる未治療の患者と濃厚に接触する機会があること、鼻腔粘膜などから感染して、数年から数十年の潜伏期を経て発症する可能性があります。

治療中の患者さんや回復者から感染することはありません。

もしもハンセン病を発症しても、早期に一定期間の外来での内服治療をすることによって、完治できます。

病気を人にうつさないための注意としては、治療をきちんとして、短期間(動物実験)で、殺菌力の強いリファンプリン(RFP)を飲むと、短期間(動物実験)

ハンセン病療養所入所者や社会復帰した人などを診察される一般医療機関のスタッフの方々へ

この手引きは、ハンセン病後遺症をもつ回復者に初めて接する医療スタッフの方々に、病気と後遺症について理解していただくために作られました。

- らい菌は弱い細菌で、非常にうつりにくいです。
  - 医師はすべてのハンセン病患者、回復者を診療できます。
  - 患者が安心して受診できる環境づくりをお願いします。
1. 病名を含めプライバシーの保持をお願いします(家族、保険診断名を含めて)
  2. 患者が既往歴を言いだしにくいことをご理解ください。

<p style="text-align: center;">再発防止のための提言</p>	<p style="text-align: center;">現在の取組状況</p>
<p>第 8 資料の保存・開示等</p> <p>二 資料の保存</p> <p>1. 検証会議の調査に提供された資料について  現時的に取上げられた資料のうち、  (1) 検証会議の調査に提供された資料のうち、  (2) 検証会議の調査に提供された資料のうち、  (3) 検証会議の調査に提供された資料のうち、  (4) 検証会議の調査に提供された資料のうち、  (5) 検証会議の調査に提供された資料のうち、</p>	<p>検病センターに資料を提出したところ、  検病センターが資料を提出したところ、  検病センターが資料を提出したところ、  検病センターが資料を提出したところ、  検病センターが資料を提出したところ、</p>



現在の取組状況

再発防止のための提言

全療協、各療養所等において資料室を設置し、療養所側と入所者・自治会側の双方の資料を保存するところが望まれる。

三 資料の開示

資料保護の観点から、国立公文書館等の資料開示を促進し、国民の知る権利を保障するため、関係機関との連携を図り、関係機関が保有している資料の整理、目録作成、開示を行うこと等を図る。また、関係機関が保有している資料の整理、目録作成、開示を行うこと等を図る。また、関係機関が保有している資料の整理、目録作成、開示を行うこと等を図る。

四 施設等の歴史的保存・公開等

国の誤りや施設等に関する重要な課題のひびき等を踏まえ、歴史的建築物及び関係者の意見を踏まえ、関係者との連携を図り、関係機関が保有している資料の整理、目録作成、開示を行うこと等を図る。

厚生労働省において保管されている過去の公報、厚生労働省の所定の手続きを経て、関係機関が保有している資料の整理、目録作成、開示を行うこと等を図る。

歴史的建築物については、現在ハンセン病問題対策協議会及び関係者との連携を図り、関係機関が保有している資料の整理、目録作成、開示を行うこと等を図る。

## 国立ハンセン病資料館の概要

### 1. 趣旨

「ハンセン病の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話」（平成13年5月）に基づき、旧高松宮記念ハンセン病資料館を拡充。

### 2. 事業内容

「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」前文、第1条（趣旨）及び第11条（名誉の回復等）に基づき国が実施する普及啓発活動の一環として、ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発による偏見・差別の解消及び患者・元患者の名誉回復を図る。

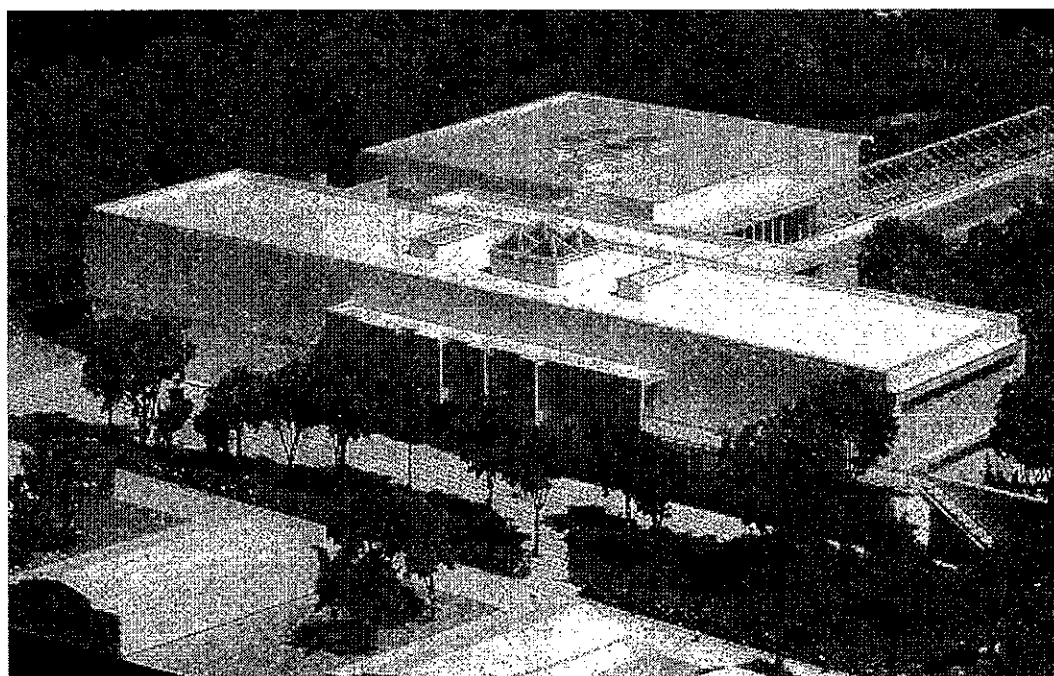
（主な機能）

- 教育啓発機能
- 展示機能
- 収集保存機能
- 調査研究機能
- 情報センター機能
- 管理・サービス機能
- 企画調整機能

### 3. 施設等の概要

場所	東京都東村山市青葉町4-1-13
建物の概要	地上2階（約4000㎡（延面積））
敷地面積	約6,824㎡
建設主体	国土交通省関東地方整備局
管理・運営主体	（社福）ふれあい福祉協会

### 4. 開館日 平成19年4月1日



【資料館外観図（模型）】

## 国立ハンセン病資料館の機能

### ① 教育啓発機能

資料の収集保存や調査研究活動等によって得られた成果を、教育啓発を通じて一般に示し、ハンセン病に関する理解促進と偏見・差別・排除の解消を目指します。

### ② 展示機能

教育啓発機能と同様に、資料を収集保存し調査研究活動を行い、その結果得られた成果を展示を通じて公開し、ハンセン病に関する理解促進と偏見・差別・排除の解消を目指します。

### ③ 収集保存機能

資料の散逸を防ぎ、適切な形で後世に継承するため、ハンセン病に関わる資料を収集、保存します。

### ④ 調査研究機能

ハンセン病に関わるさまざまな調査研究を行い、教育啓発や展示活動等、資料館活動に有効なものとしします。

### ⑤ 情報センター機能

ハンセン病に関わる情報の受発信と集積を行うとともに、全国の関連機関との連携を図ります。

### ⑥ 管理・サービス機能

円滑な資料館運営を行うとともに、利用者の利便性を図る活動を実施します。

### ⑦ 企画調整機能

館内の各活動を円滑に行うための連絡調整や、全国の関連機関との連携促進、資料館の存在・その意義を認知させるための活動を行います。

## 情報公開法制の概要

- 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)  
「行政機関情報公開法」 <平成11年5月14日公布、平成13年4月1日施行>
- 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)  
「独立行政法人等情報公開法」<平成13年12月5日公布、平成14年10月1日施行>

### 1 目的

国民主権の理念にのっとり、行政文書・法人文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関・独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府・独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすること。

### 2 対象機関

(行政機関情報公開法)

法律に基づき内閣に置かれる機関(内閣官房、内閣府等)、内閣の所轄の下に置かれる機関(人事院)、国の行政機関として置かれる機関(省、委員会及び庁)及び会計検査院。

(独立行政法人等情報公開法)

独立行政法人のすべて(104法人)及び別表第1に掲げる法人(114法人)

合計 218法人 ※ 平成18年4月1日現在

### 3 対象文書(行政文書・法人文書)の範囲

行政機関の職員・独立行政法人等の役職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、職員・役職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関・独立行政法人等が保有しているもの。

### 4 文書の開示

#### (1) 開示請求権者

何人も、行政文書・法人文書の開示を請求できる。

#### (2) 開示される文書の範囲

行政文書・法人文書に次に掲げる不開示情報が記録されている場合を除き、開示。

(不開示情報の類型)

- 1) 個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの等。ただし、法令の規定又は慣行により公にされている情報、公務員や独立行政法人等の役職員等の職に関する情報等は除く。
- 2) 法人等に関する情報で、公にすると、法人等の正当な利益を害するおそれがあるもの、非公開条件付の任意提供情報であって、通例公にしないこととされているもの等
- 3) 公にすると、国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれる等のおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある行政文書に記録されている情報
- 4) 公にすると、犯罪の予防、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼ



- すおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある行政文書に記録されている情報
- 5) 国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体の内部又は相互の審議、検討等に関する情報で、公にすると、率直な意見の交換が不当に損なわれる等のおそれがあるもの
  - 6) 国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体等が行う事務又は事業に関する情報で、公にすると、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- (3) 公益上の理由による裁量的開示  
不開示情報が記録されている場合であっても、行政機関の長又は独立行政法人等が公益上特に必要があると認めるときは、開示することができる。
- (4) 行政文書・法人文書の存否に関する情報  
行政文書・法人文書の存否を答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができる。
- (5) 開示請求の処理手続
- 1) 開示決定等は、開示請求があった日から30日以内に行う(30日以内の延長可)。
  - 2) 開示請求された行政文書・法人文書が他の行政機関や独立行政法人等により作成されたものであるなどの場合は、その行政機関の長や独立行政法人等に対して事案を移送することができる。(独立行政法人等から行政機関の長への移送は、公にすると国の安全が害されるおそれがある情報等が記録されている等の場合も可能。)
  - 3) 行政文書・法人文書に第三者に関する情報が記録されているときは、その第三者に意見書の提出の機会を付与できる。また、公益上の理由で開示するとき等は、その機会を与えなければならない。
  - 4) 文書・図画の開示は閲覧又は写しの交付により、電磁的記録の開示は、行政機関の場合は政令で定める方法により、独立行政法人等の場合は自らが定める方法により行う。
  - 5) 開示請求及び開示の実施に係る手数料は、行政機関の場合は実費の範囲内で行うことができる限り利用しやすい額とするよう配慮して政令で定め、独立行政法人等の場合は実費の範囲内で行政機関情報公開法の手数料の額を参酌して自ら定める。
- 5 不服申立て等
- (1) 情報公開・個人情報保護審査会への諮問  
開示決定等について不服申立てがあったときは、行政機関の長又は独立行政法人等は、内閣府情報公開・個人情報保護審査会に諮問(会計検査院長は会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に諮問)。
  - (2) 情報公開・個人情報保護審査会  
諮問庁に対し、1)不服申立てに係る文書の提示(インカメラ審理手続)、2)不服申立てに係る文書に記録されている情報を審査会の指定する方法により分類・整理した資料(ヴォーン・インデックス)の作成・提出等を要求できる。  
情報公開・個人情報保護審査会は、その指名する委員に不服申立人等の意見の陳述を聴かせること等ができる。
  - (3) 訴訟の管轄の特例等  
情報公開訴訟は、原告の住所地等を管轄する高等裁判所の所在地の地方裁

判所にも提起することができる。

## 6 情報提供

政府及び独立行政法人等は、情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

特に独立行政法人等は、組織、業務及び財務に関する基礎的な情報等を記録した文書等を作成し、適時に、かつ国民が利用しやすい方法で提供する。

※ 独立行政法人等情報公開法施行令において、情報提供の方法(事務所における閲覧、インターネット等の利用)・範囲等について規定。

## 7 その他

### (1) 文書管理

文書を適正に管理するため、行政機関は行政機関情報公開法施行令で定めるところにより、独立行政法人等は行政機関情報公開法施行令の規定を参酌して、行政文書・法人文書の管理に関する定めを設ける。また、この定めは一般の閲覧に供しなければならない。

※ 行政機関情報公開法施行令において、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関する必要な事項について規定。

### (2) 総合的な案内所の整備

法律の円滑な運用に資するため総合的な案内所を整備。

### (3) 地方公共団体の情報公開

地方公共団体は、行政機関情報公開法の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

### (4) 著作権法の改正

#### 1) 公表権との調整

- ・ 情報公開法施行後に著作者が行政機関及び独立行政法人等に提供した未公表著作物について、開示に同意しない旨の意思表示をしていない場合には、同法に基づく開示に同意したものとして扱う。
- ・ 情報公開法に基づき、公益上の理由により開示する場合には、公表権を害することにはならない。

#### 2) 複製権等との調整

開示に必要な限度で著作物の複製等を行う場合には、複製権等の財産権を害することにはならない。

## 検討会の当面のスケジュールについて（素案）

## 【19 年度】

- 4月(第5回) : 現状の取組状況の説明(その3)  
取組状況に関する検討
- 4月下旬 : 委員宛にこれまでの資料・議事録等をまとめてご送付  
再発防止検討に関する意見等提出のご依頼
- 5月末 : 再発防止検討に関する各委員からの意見等提出締め切り
- 6月上旬 : 再発防止検討に関する各委員の意見等のとりまとめ
- 6月下旬(第6回) : 各委員からの意見説明・議論(その1)
- 7月(第7回) : 各委員からの意見説明・議論(その2)
- 9月(第8回) : 各委員からの意見説明・議論(その3)
- 11月(第9回) : 報告書取りまとめに向けた検討(その1)
- 2月(第10回) : 報告書取りまとめに向けた検討(その2)